

高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進等を図ることを目的として、住宅団地等に拠点施設を新設・改修する場合その費用に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

■概要

<事業の要件>

- ① 住宅団地等の戸数が100戸以上※1であること。
- ② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」※2が定められていること。
- ③ 整備する施設が「スマートウェルネス計画」に位置付けられていること。
- ④ 周辺地域の住民も利用可能であること。
- ⑤ 資金の調達が確実であること

<補助率等>

拠点施設の整備(建設・改修・買取)にかかわる費用を補助
 補助率 : 1/3以内
 補助限度額 : 1,000万円(1施設につき)

<問い合わせ先>

電話: 03-6268-9028、 メールアドレス: kyoten@swrc.co.jp
 ホームページ: <http://kyoten-swj.jp/>

<対象となる拠点施設>

- ① 高齢者生活支援施設:
 診療所、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所 など
- ② 障害者福祉施設:
 障害者支援施設、共同生活援助施設(障害者グループホーム)など
- ③ 子育て支援施設:
 保育所、託児所、学童保育施設、住民の運営による共同育児スペース など
- ④ その他の施設:
 事業目的に資する食事サービス、交流施設など

※1 公営住宅や地域優良賃貸住宅等については、100戸未満でも対象。

※2 住宅団地等の管理者が、地方公共団体と連携して、

- ① 地域における高齢者等の居住の安定確保、地域住民の健康維持と増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針、
 - ② 拠点施設に関する事項
 - ③ 生活支援・多世代交流活動に関する事項
- などを定めたもの。

■イメージ

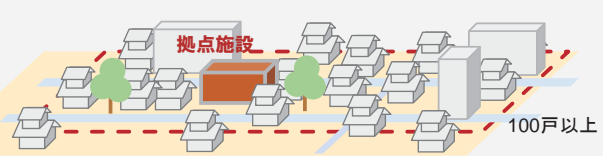
<住宅団地の場合>

- ・公営住宅、UR団地、公社団地等の住宅団地
- ・住宅団地内の住戸数が約100戸以上
- ・建て替え等による余剰地や1階の空きスペース等に、拠点施設を整備



<一般の住宅地の場合>

- ・戸建て住宅地など一般の住宅地など
- ・区域内の住戸数が約100戸以上
- ・空き地や既存の空き家等の改修により、拠点施設を整備



(参考)スマートウェルネス計画の概要

<計画の主な内容>

①住宅団地等の概要・課題

・住宅団地や住宅地の概要や高齢者等の居住安定確保に係る課題 等

②高齢者等の居住の安定確保等に関する方針

・高齢者等の住まい、介護・医療サービスや障害者・子育て支援サービス等の提供体制の確保などの取組みに関する方針
 ・予防介護や健康相談の実施など、健康を維持・増進するための方針
 ・多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化に関する方針 等

③高齢者等向け住宅及び高齢者生活支援施設等に関する事項

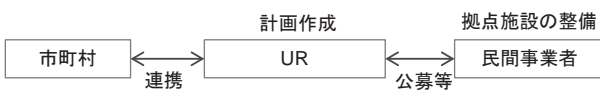
上記方針に基づく
 ・高齢者等向けの住宅の整備状況や今後、見込まれる取組
 ・整備する拠点施設の種類・用途、整備者、管理者、整備区分、総事業費、整備期間、活用方針等

④見守り等の生活支援、多様な世代の交流等の活動に関する事項

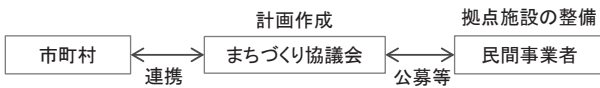
上記方針に基づく
 ・見守り等の生活支援、多様な世代の交流等の活動に関して、今後実施が想定される取組み内容や実施主体等

<計画作成・事業実施体制のイメージ>

UR団地において拠点施設を整備する場合



一般の住宅地において拠点施設を整備する場合



<計画様式(抜粋)>

スマートウェルネス住宅等推進事業室 殿 平成 年 月 日

スマートウェルネス計画の策定について

別紙のとおりスマートウェルネス計画を策定しましたので、報告します。
 計画名 :
 計画策定者名 :

計画策定者名	位置付け	代表者印
		印

①

計画名	地方公共団体との連携内容		
住宅団地等の概要	所在地	□地方公共団体が計画策定者	
	交通アクセス	□地方公共団体が計画に位置付けられた拠点施設の整備について確認※1	
	住宅団地等の管理者等	共同住宅・戸建ての区分	□共同住宅 □戸建住宅 □共同住宅・戸建住宅複合
	既存・新設の区分	□既存 □新設	□既存・新設複合
	賃貸・分譲の区分	□賃貸 □分譲	□賃貸住宅・分譲住宅複合
住宅管理費	種	戸	管理(入居)開始年
構造種別			階数

②

取組内容	①方針
------	-----

③

③ 高齢者等向け住宅及び高齢者生活支援施設等に関する事項	住宅	拠点施設①	種別・用途 (用途: □高齢者 □障害者 □子育て世帯 □その他)	整備者	管理区分	総事業費	整備期間	活用方針
	拠点施設(補助要望施設)	種別・用途 (用途: □高齢者 □障害者 □子育て世帯 □その他)	整備者	管理区分	総事業費	整備期間	活用方針	
		種別・用途 (用途: □高齢者 □障害者 □子育て世帯 □その他)	整備者	管理区分	総事業費	整備期間	活用方針	

④

ハ)見守り等の生活支援、多様な世代の交流等の活動に関する事項